

平成 22 年 1 月 30 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730326

研究課題名（和文） 芸術音楽の社会的価値に関する歴史社会学的研究

研究課題名（英文） Historical Sociology of Social Value of Art Music

研究代表者

宮本 直美（MIYAMOTO NAOMI）

立命館大学・文学部・准教授

研究者番号：40401161

研究成果の概要（和文）：本研究では、クラシック音楽の社会的価値がどのように形成されるかという問題について、2つの領域から考察を行った。1つは文化政策が音楽ジャンルの間に生み出す序列の問題である。クラシック音楽とポピュラー音楽の間にある区分は、文化政策の観点からも確認することができる。成果のもう1つは、音楽祭が開催地にとってクラシック音楽受容の正統性を獲得する場として機能するという問題に関わる。それは、クラシック音楽を受容する日本の問題にもつながる。

研究成果の概要（英文）：This research addresses how the value of classical music is socially formed. My results can be broken down into the following two areas; one, the relationship between cultural policy and the hierarchy among musical genres, and two, music festivals as a venue for gaining authenticity for the reception of classical music.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	540,000	3,240,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：音楽社会学・文化社会学・歴史社会学

## 1. 研究開始当初の背景

音楽社会学という領域は、M.Weberの研究をもってディシプリンとして確立したかに見え、その名称も社会学においてかなりの程度行き渡っているように思われる。しかしながらその内実は未だ混乱しているということが、著名な音楽社会学者たちによっても再三指摘されている。この領域における混沌は

否めないが、しかし一方で音楽社会的な個別研究は膨大な生産量を誇っていると言える。欧米においては、芸術音楽（クラシック音楽）・民族音楽・ポピュラー音楽を問わず、音楽を社会的あるいは人類学的に考察する試みが数多く公表されている。このような音楽社会学をめぐる状況は、しかしながら、日本においてこのディシプリンが欧米と同

じ議論の水準を形成しているとは言いがたい。欧米の音楽社会学の状況はほとんど知られていない。

日本における音楽社会学的研究は、辛うじてポピュラー音楽研究と民族音楽学によって担われ、その成果はポピュラー音楽学会や東洋音楽学会を基盤として活発に発表されている。しかし、欧米でも言えることだが、音楽社会学的研究の多くはポピュラー音楽や民族音楽（非西洋の音楽）の研究で占められている。応募者の問題意識は、西洋の芸術音楽（クラシック音楽）の社会学的研究をする土壌がそもそも少ないという点である。クラシック音楽の社会学がなぜ困難な状況にあるのかについては、すでに欧米でも議論が重ねられてきた。E.Said が『音楽のエラボレーション』で指摘したような音楽学界の高度に専門的な閉鎖性もあり、音楽作品の分析手法についての論争が T.Adorno と A.Silberman の間で繰り広げられたことは有名である。音楽社会学は常に音楽学と社会学の対立に晒されてきたとも言えるが、日本においてはそのような議論が交わされる場すらない。

音楽の社会学的研究がポピュラー音楽で占められてしまうのは、市場におけるシェアの大きさ、それゆえに社会的影響力の大きさを鑑みれば、当然のことと言えるが、クラシック音楽の社会的重要性は市場面からのみ測れるものではない。音楽観における正統性・キャンソンの問題は、文学界や美術界と同様に存在しており、また昨今議論が活性化している文化政策の領域を見ても、音楽の公的助成の対象のほとんどがクラシックのジャンルであることから、市場での「敗北」だけを見てクラシック音楽という問題を過小評価するわけにはいかない。クラシック音楽の社会学的研究がこれまで量産されてこなかったということは、逆にまだ気づかれていない問題群が潜んでいるということでもある。

## 2. 研究の目的

(1) 上記のような状況から、本研究の第一の目的は、欧米の音楽社会学の動向を踏まえつつ、日本においても音楽社会学の議論の基盤を準備することにある。そこにはポピュラー音楽も含まれるが、とりわけ、クラシック音楽領域の寄与はまだ十分ではない。そのためにも、ポピュラー音楽の社会学の議論とクラシック音楽の社会学の議論が交差しあう領域にも考察の目を向けることが求められる。

(2) 19 世紀ドイツを主なフィールドとしながらもその枠だけに限定せず、音楽の社会的価値（つまり音楽学が主張するような美的価値・内在的価値とは異なる）を論じることが、本研究の第二の目的である。従来の美的な価値に対して、どのように 音楽特有の社

会的価値 を測定し、解明するかは、音楽社会学の広い関心の中でも中核をなす問題である。

そのための研究対象とした事例の第一は、音楽のプロフェッショナルとアマチュアが交差する場としての音楽祭である。プロとアマの協同作業であり、かつ地域興しのイベントであり、諸地域の人々を結びつける事業としての音楽祭は、19 世紀ドイツにおいて、未だ政治的統一がなされていなかった時に特に重要な意味をもった。その後、音楽祭がプロフェッショナル化したこと、パイロイト音楽祭というエリート主義的な音楽祭が定着したことなども合わせて分析することにより、地域統合を担う音楽、あるいは国家的威信としての芸術音楽など、音楽観の変化や価値の変容を解明することができよう。また、音楽祭というイベントは現在でも各地で催されるため、現在の音楽活動を論じる上でも重要な意味を持つ。

ポピュラー音楽とクラシック音楽を論じる場として有効と考えられるのが、音楽への公的支援の問題、すなわち文化政策の領域である。この問題について、従来の多くの議論のように、いかにして文化を支援すべきかという提言の次元ではなく、公的支援が音楽文化ジャンルに作用してしまう意味を、社会的に考察することが、本研究のもう一つの柱となる。

## 3. 研究の方法

(1) 19 世紀ドイツの音楽祭については、当時の定期刊行物の記事を追跡するとともに、地域ごとに散発的・断片的に公刊されたパンフレットや書籍を、現地図書館を利用して調査した。それらに関する研究を援用することによって、当時の音楽祭が持っていた社会的意味を考察する。

(2) 同時にまた、日本の音楽祭の全体像についても調査を行った。その際、個別の音楽祭に関する事例研究を参考にしつつも、音楽祭開催地のパンフレットなどを収集し、開催地が音楽祭にどのような意味づけを行っているかを探った。そこでは、19 世紀ドイツで始まった音楽祭との共通点も見られ、単純比較はできないにせよ、社会的背景の差異をこえてもなお、同様の特徴を帯びているのはなぜかという論点を吟味することも重要である。

(3) 「芸術音楽」あるいはクラシック音楽の「価値」形成については、文化政策も大きく関わっており、この領域を調査・考察することも本研究の重要な一角を担った。公による支援は音楽祭とも関わり、アマチュアリズムの問題とも関わる。文化政策についても、本研究では日本の事例を取り上げた。

#### 4. 研究成果

本研究の成果のうち、一部公表したものは、2つの領域に大別できる。すなわち、(1)文化政策の面から考察する音楽ジャンル間のヒエラルキーの問題、(2)19世紀以降の音楽祭のあり方と日本の音楽祭についての考察、である。

(1)芸術音楽の価値付与の問題を問う本研究の一環として、文化政策における音楽への公的助成の問題を考察した。

研究期間中に、大阪センチュリー交響楽団への大阪府による助成廃止の問題が持ち上がり、それに対する反対署名運動も起こったのだが、「芸術」への公的支援に関しては、多くの議論は、日本もヨーロッパ諸国並みに支援すべきだという議論が多い。それに対して、本研究では、あるジャンルへの公的支援自体がどのような意味もしくは機能を持っているかという社会学的視点で検討を行った。

本研究では、公的資金を文化芸術に支出する正当性の問題を、文化経済学の先行理論の再検討によって扱った。そこにはパターナリズムの価値観が否定しがたく残っている。またヨーロッパ諸国においても、公的支援の対象がいわゆる「ハイカルチャー」に偏ってしまっているという問題点は指摘されてきたが、本研究はそうした議論も踏まえつつ、「芸術」の保護それ自体が芸術の創造性を失わせているという逆機能について検討した。大阪センチュリー交響楽団はそれを例証している。従来のハイカルチャーにも、いわゆるポピュラー文化化の方向転換が必要だという議論は、わずかながら近年のアートマネジメント論の中にも見られるだけではなく、むしろ支援の少ない音楽団体の方がそうした工夫によって動員や売り上げを伸ばしているという事実もある。

そのうえで、本研究の中間的な結論として、公的に支援されるものとされないものとの間に、公的に助成されるに値するという承認の機能があることを指摘した。この視点で捉えなおしてみれば、ハイカルチャーとポピュラーカルチャーという従来の二分法は、また異なる側面を表す。すなわち、以前はポピュラー文化であったものが、確立されたジャンルとしてある種の正統性を獲得するという変化である。たとえばジャズがその典型として挙げられる。さらに最近ではフランスで見られるように、ポピュラー音楽やダンスの領域に公的支援を行うという事例も確認でき、公的支援の対象となることによってまたその地位が保証されることになる、という関係が見出せる。

本研究のこうした主張は、文化芸術にヨーロッパ並みの公的支援をせよという日本の文化政策論の一般的主張に対して、従来とは

異なる視点を提示するものであり、その意味で社会学的な意義を持っていると言える。すなわち、文化への公的助成をすべきか否か、あるいはハイカルチャー以外のジャンルにも助成すべき、といった次元の議論ではなく、助成が持つ公的承認の機能についての議論である。そこに、本研究が企業のメセナ活動とは区別して、国家や自治体による文化支援を扱った意味がある。

このテーマについては、いくつかの成果発表をしているが、その中でも特に『拡散する音楽文化をどう捉えるか』という企画の中で発表できた点には一定の意義がある。というのも、本書の論文のほとんどはいわゆるポピュラー音楽を扱ったものであり、ポピュラー音楽の様々な議論の中で、クラシック音楽/ポピュラー音楽のジャンル問題を提起することは、今後引き続いて議論を行っていくうえで重要な出発点だと言えるためである。

(2)本研究は当初から、音楽祭をひとつの重要な柱としてきたが、音楽祭といえば現在でも国際的な名声を誇るザルツブルク音楽祭とバイロイト音楽祭がまずは想起される。しかし本研究が注目するのは、現在ではほとんど知られていない19世紀ドイツノードライン音楽祭である。この音楽祭は、次のような特徴をもっていた点で、現代的問題につながっている：

大都市ではなく、中規模の地方都市で開催されたこと

開催地の市民が中心となって運営していたこと

開催地以外の人々を引き付けたこと、もしくは引き付けようと工夫したこと

このような特徴をもつ音楽祭には、2つの方面での重要性がある。1つは、その音楽祭が当時の社会において持っていた意味を考えると、もう1つは、このような音楽祭のあり方が、現在の音楽祭のあり方にも示唆を与えている可能性と、時代を超えた共通問題について考えること、である。

前者については、音楽を通じたドイツのナショナル・アイデンティティ問題や、レパトリーの問題が関わっている。これらの点についてはまだ成果発表をしておらず、現在のところその準備中である。

一方、成果発表に関しては、研究期間中はむしろ後者の問題をまとめることに従事した。特に研究期間の最終年度から、国際学会での発表を準備し、2010年に国際社会学会にて口頭発表を行った。国際的な議論への寄与のために、特に日本のクラシックの音楽祭を取り上げ、その全体像を分析した。

音楽祭を考察する際、本研究では理論的な土台を「オーセンティシティ」という概念に見出した。この概念は、クラシック音楽界で

言えば通常は、演奏の「正しさ」の文脈で言及されるものであり、特に歴史的な正しさ、すなわちオリジナル楽器を使用した演奏など、歴史的に考証された演奏が議論されるときに提起される問題である。

しかし本研究では、近年のツーリズム研究におけるオーセンティシティ問題に目を向ける。すなわち、ある観光地で提示され消費される文化は、そこには土産物などと並んでフェスティバルも含まれる、その土地本来のものか、それともツーリスト向けに作られたものか、といったホンモノらしさに関わる問題である。この議論のほとんどは、西洋のツーリスト消費に対して、観光される非西洋地域および文化、という構図でなされている。そこに本研究はクラシック音楽のフェスティバルという「異例の要素」を持ち込んだ。

本研究がここで提起する問題は、西洋の文化であるクラシック音楽を、その生産地とは本来無関係の土地である日本で開催するときに、ツーリズム研究で議論されてきたオーセンティシティはどのように理解しうるか、ということである。この問題は、実際には19世紀ドイツのニーダーライン音楽祭にも通底している。

本研究では前提として、従来のオーセンティシティ概念を整理し、その中でどの定義が本研究の問題に適しているかを検討した。その結果、特にコーエンのオーセンティシティが示唆的であると見なすに至った。彼のオーセンティシティ論は、ある文化的生産物がオーセンティックになってゆく過程を重視するものだからである。つまりそこには、文化的生産物の他土地への移植可能性が含まれているということである。このコーエンの議論のうえに、本研究では日本におけるクラシック音楽祭を検討した。

日本におけるクラシック音楽祭の歴史は約半世紀にわたる。その流れを大まかに見ると、以下のように整理できる：

海外の一流アーティストを招聘して、それを対外的にアピールする音楽祭

海外の一流アーティストを招くだけではなく、その開催地らしさを主張する音楽祭  
開催地の積極的な参加を前提とし、若手音楽家の育成の場として機能するセミナー型の音楽祭

戦後、大型アーティストを招いて西洋並みの音楽文化に追いつこうとしていた時代の音楽祭には、「単なる席貸し」という批判が見られた。つまり、その場所で開催する意味がないという指摘である。その後、多くの開催地が、その土地で開催する積極的な意味を見出す努力が随所に見られることとなる。つまり、開催地の産物ではないクラシック音楽を、その場所で演奏する正当性の追求は、オーセ

ンティシティに関わる。

音楽祭の流れから分かることはそれだけではない。本研究ではセミナー型の音楽祭を重視した。そこは西洋の伝統に則った演奏を、本場から招聘した講師によって伝承する場として考えることができる。ここではつまり、西洋のオーセンティックな演奏スタイルが、別の土地で継承される場として、音楽祭が位置づけられるのである。ここに、本来その文化に縁のなかったはずの土地にその文化を移植することで、オーセンティシティを獲得していった一例を見ることができる。音楽祭を教育の場とすることで、いわば第二の産地たろうとするのである。

本研究の成果発表の中に含めてはいないが、この問題も実は芸術音楽の社会的価値の形成に関わっている。独創的であることが賞賛されるように見えている芸術分野においても、とりわけ音楽の場合は、あくまで西洋の歴史的な伝統に則った演奏スタイルが重視されるのであり、その歴史的な正統性がこのジャンルの正統性をも支えている、というのが今後の議論展開として考えられる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

宮本直美、2008、「文化政策論における『価値』の視点の可能性」、『文化経済学』第6巻第1号、文化経済学会<日本>、査読無、27-34頁。

宮本直美、2008、「19世紀ドイツの教養と音楽」、『ドイツ研究』第42号、日本ドイツ学会、査読無、47-63頁。

宮本直美、2008、「文化政策における『芸術』と『ポピュラー文化』」、『季刊家計経済研究』No.79、財団法人家計経済研究所、査読無、47-54頁。

[学会発表](計2件)

宮本直美、2007.6.23、「19世紀ドイツの教養と音楽」、第23回日本ドイツ学会総会フォーラム、於：明治大学。

Naomi Miyamoto, 2010, "Authenticity and Music Festivals in Japan." Oral presentation at the XVII ISA World Congress of Sociology, Gothenberg, Sweden, July 12th.

[図書](計1件)

宮本直美、2008、「正統な音楽・非正統な音楽 - 文化政策の公的承認機能」、東谷護編著、『拡散する音楽文化をどうとらえるか』、勁草書房、79-105頁。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

宮本 直美 ( MIYAMOTO NAOMI )

立命館大学・文学部・准教授

研究者番号：40401161

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし